平成２９年（フ）第１８号
岩手県奥州市江刺区広瀬字下西風221番地４、住民票上の住所岩手県北上市中野町２丁目24番30号　三協ハイツⅠ―101号
債務者　幾井　美雪
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第９８号
茨城県ひたちなか市高場６丁目10番地３　ＭＫビルⅢ302号
債務者　池元　卓真
1　決定年月日時　平成29年５月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
水戸地方裁判所

平成２９年（フ）第３０６号
埼玉県桶川市大字倉田194番地の３　倉田団地　２―506
債務者　伊藤つね子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３８８号
埼玉県南埼玉郡宮代町川端１丁目14番８号　サーパス宮代404号
債務者　小嶋　淳一
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４０８号
埼玉県加須市上高柳595番地２
債務者　石井　宏紀
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４７９号
さいたま市大宮区堀の内町１丁目563番地38
債務者　吉田ツナ子
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９１号
沖縄県浦添市当山２丁目２番14―202号　伊波アパート
債務者　仲田さよ子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（フ）第１１号
山形県新庄市金沢1612番地の２　県営住宅231
債務者　木村　　泉
1　決定年月日時　平成29年５月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
山形地方裁判所新庄支部

平成２９年（フ）第２７３号
さいたま市中央区新中里１丁目10番１―602号
債務者　栗澤まなみ
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５６１号
埼玉県鴻巣市八幡田832番地
債務者　井上　康明
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１９５号
埼玉県越谷市神明町２丁目275番地１　コンフォース203号
債務者　堀之内知子
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３４号
埼玉県草加市新善町480番地　エクセルチヅ205号、旧住所埼玉県春日部市豊野町１丁目29番地２
債務者　佐瀬　仁志
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３６号
埼玉県草加市旭町４丁目５番６―305号
債務者　鈴木　明美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７３号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2165番地
債務者　大熊　明美
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６号
千葉県香取市小見川5715番地３　メゾンドカネダ310号室
債務者　早川　真一
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
千葉地方裁判所佐原支部

平成２９年（フ）第１４３号
静岡県三島市南本町17番５号
債務者　内山　吾朗
1　決定年月日時　平成29年５月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１５２号
愛知県安城市篠目町１丁目20番地２、住民票上の住所愛知県安城市古井町小仏36番地１
債務者　小泉　考司
1　決定年月日時　平成29年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月12日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係